

# 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律案概要〔下線部は旧金融円滑化法からの主な変更点〕

## 1 目的（第1条）

近年の経済金融情勢及び雇用環境の下において新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者及び住宅資金借入者の債務の負担の状況に鑑み、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に留意しつつ、当該中小企業者及び住宅資金借入者に対する金融の円滑化を図るために必要な臨時の措置を定める。

- ・ 中小企業者の事業活動の円滑な遂行及びこれを通じた雇用の安定
- ・ 住宅資金借入者の生活の安定

国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に寄与

※新型コロナウイルス感染症等：新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置

## 2 金融機関による貸付条件の変更等の措置等（第4条・第5条）

### ①貸付条件の変更等の措置

<対象となる債務者>

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことを条件とした事業資金の貸付けを受けた中小企業者
- ・ 住宅資金借入者

新型コロナウイルス感染症等の影響により弁済に支障又は支障を生ずるおそれ

金融機関は、申込みがあった場合には、貸付条件の変更、旧債の借換え等の措置をとるよう努めるものとする。

②金融機関による事業再生ADRの実施の依頼及び株式会社地域経済活性化支援機構からの債権買取申込み等への対応に係る努力義務について規定

③金融機関は、①・②について、関係する他の金融機関、政府関係金融機関、信用保証協会、中小企業再生支援協議会、独立行政法人住宅金融支援機構等との緊密な連携を図るよう努めるものとする。

## 3 金融機関の体制整備（第6条）

- ・ 貸付条件の変更等の措置等の実施に関する方針の策定
- ・ 貸付条件の変更等の措置等の状況を適切に把握するための体制の整備
- ・ 弁済の負担の軽減に関する相談に対応するための体制の整備 など

## 4 金融機関による縦覧に供する説明書類の記載事項・行政庁への報告事項（第7条・第8条）

- ・ 貸付条件の変更等の措置等の状況
- ・ 弁済の負担の軽減に関する相談への対応の状況
- ・ 3に基づいてとった措置の概要

など

※縦覧・報告義務違反には罰則（第18条・第19条）

## 5 株式会社日本政策金融公庫等による措置（第12条）

株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等は、2、3及び4（縦覧部分）に準じた措置を講ずるものとする。

## 6 検討（附則第3条）

政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けたことを条件として金融機関、株式会社日本政策金融公庫、都道府県社会福祉協議会等により個人に対して行われた生活資金の貸付けに係る債務の状況について調査を行い、その結果を踏まえ、弁済の負担の軽減を図るための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## 7 施行期日（附則第1条）

- ・ 公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日
- ・ 3に係る部分は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

## 8 法律の失効（附則第2条）

令和7年3月31日限り、失効